

風水害時における学校の対応

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に「警報（予報）」が発表された場合、各学校では、生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導保護者への周知について十分な配慮を行う。なお、発令時には、内容や状況に応じて「ただちに命を守る行動」とるよう日頃より学校は指導する（横浜市教育委員会）

（１）登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合

- ・午前6時の段階で横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時に休業」の措置を講ずる。気象警報等の種類を問わず「特別警報」が発令された場合は、上記の場合と同様の措置とします。

原則として学校からの連絡はしません。

6：00の時点で休業になった場合は一日休業となります。

- ・遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とする。
ただし、目的地には暴風警報、大雪警報等が発令されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の適切な判断により、実施することができる。
- ・午前6時以前に登校をしなければならない部活動の朝練習等の場合
学校で前日に天気予報の情報等から中止等の判断をする。

（２）登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合

午前6時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

基本的には、通常の授業となりますが、生徒の安全を最優先させてください。

家庭の判断で登校を遅らせたり、見合わせたりすることで結構です。

※連絡があれば遅刻や欠席とは異なった扱いになります。

（３）登校後に「警報」が発表された場合

登校後に、「警報」が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

状況により、学校で対応を判断いたします。各家庭への連絡は事前にはしません。

下校をさせる際は、家庭への通知を配布し、対応についてご連絡いたします。

気象警報発表状況の確認方法

横浜市危機管理室ホームページ「横浜市の気象情報」<http://www.city.yokohama.jp/>

横浜市水防災情報ホームページ（携帯電話版）<http://www.bousai.jp/yokohama/>

横浜市「防災情報Eメール」配信（Eメール受信は受信者負担）

→事前登録 横浜市水防災情報のホームページから手続きできます。

その他の確認方法

- ・テレビのニュース番組等「気象情報コーナー」等
- ・NTTの「177」では、電話をかけた時点で警報等が発令継続中であれば冒頭で放送されます。